

木城町告示第44号

令和5年第7回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年11月24日

木城町長 半渡 英俊

- 1 期 日 令和5年11月28日（火）午前9時
 - 2 場 所 木城町議会議場
-

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君	荒川 浩君
久保富士子君	桑原 勝広君
眞鍋 博君	中武 良雄君
後藤 和実君	中竹 義一君
甲斐 政治君	

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和5年11月28日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
- ①議員辞職の報告
- ②総務常任委員会委員欠員の報告
- 日程第4 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第74号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第75号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第76号 令和5年度木城町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第77号 令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第78号 令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第79号 令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 委員会付託の省略
- 日程第13 議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告

①議員辞職の報告

②総務常任委員会委員欠員の報告

- 日程第4 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第74号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第75号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第76号 令和5年度木城町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第77号 令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第78号 令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第79号 令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 委員会付託の省略
- 日程第13 議案に対する質疑

出席議員（9名）

1番 矢野 哲也君	2番 荒川 浩君
3番 久保富士子君	5番 桑原 勝広君
6番 眞鍋 博君	7番 中武 良雄君
9番 後藤 和実君	10番 中竹 義一君
11番 甲斐 政治君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 池田真那海君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	壺岐 和寿君	まちづくり推進課長	谷岡 潔君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	黒木 宏樹君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	黒木 幸一君	産業振興課長	藤井 学君

午前9時00分開会

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、令和5年第7回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和5年第7回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、11月24日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、中竹義一君、1番、矢野哲也君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月28日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日11月28日の

1日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 政治） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議員辞職の報告を行います。

閉会中の10月17日、堀田廣幸議員から、体調不良により辞職願の提出があり、10月31日付で地方自治法第126条の規定により議長において議員辞職を許可することを本人へ通知いたしましたので、報告いたします。

なお、議員辞職に伴い、総務常任委員会は1名欠員となります。

日程第4. 議案第72号

日程第5. 議案第73号

日程第6. 議案第74号

日程第7. 議案第75号

日程第8. 議案第76号

日程第9. 議案第77号

日程第10. 議案第78号

日程第11. 議案第79号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第72号から日程第11、議案第79号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和5年第7回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙中のところ、ご出席を賜り、ご審議賜りますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第72号から議案第79号に至る8議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第72号。議案第72号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国は、令和5年8月の人事院勧告どおり、国家公務員の給与に関して、月例給の引上げ、期末及び勤勉手当を引き上げることを、去る10月20日に閣議決定し、11月17日に、改正給与法が参院本会議で可決、成立いたしました。

それに伴い、本町においても、一般職の月例給及び勤勉手当の支給率の改定等を行うものであります。

月例給は、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で、平均で1.1%の引上げ改定、特別給につきましては、0.10か月分の引上げを、期末手当及び勤勉手当に0.05か月分ずつを均等に配分するものであります。

併せて、月例給につきましては、本年4月に遡り調整をするものであります。

次に、議案第73号。議案第73号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が国会で決定されたことに伴い、本町においても、特別職の職員で常勤のものの町長等の期末手当について、支給率を0.10か月分の引上げ、増額支給を行うものであります。

次に、議案第74号。議案第74号は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が国会で決定されたことに伴い、本町においても、議会議員の期末手当について、支給率を0.10か月分引き上げ、増額支給を行うものであります。

次に、議案第75号。議案第75号は、木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の人事院勧告において、行政職給料表が、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で、平均で1.1%引き上げられました。

会計年度任用職員の給料表は一般職の給料表に準じて定められており、一般職と同様に職務の級における給料月額を改正するものであります。

なお、昨年度までの改定につきましては、新年度から適用するとしておりましたが、今年5月の総務省通知により、会計年度任用職員についても「常勤職員に準じて改定するよう努める」との取扱通知がありましたので、一般職同様に本年4月に遡り調整をするものであります。

次に、議案第76号。議案第76号は、令和5年度木城町一般会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、人事院勧告に基づく給与改定及び豚熱ワクチン接種助成事業等を実施するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ443万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ53億2,528万4,000円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額443万6,000円であります。

歳出の主なものは、総務費増額750万9,000円、民生費増額336万3,000円、農林水産業費増額173万8,000円、教育費増額170万6,000円、予備費減額1,178万8,000円等であります。

次に、議案第77号。議案第77号は、令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)であります。

補正予算(第3号)は、給与改定等に伴い予算の総額に歳入歳出それぞれ60万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ6億9,423万4,000円にするものであります。

歳入は繰入金増額60万9,000円で、歳出は総務費増額60万9,000円であります。

次に、議案第78号。議案第78号は、令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算(第3号)であります。

補正予算(第3号)は、給与改定等に伴い保険事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億5,095万3,000円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は繰入金増額37万6,000円で、歳出は総務費増額37万6,000円であります。

なお、サービス事業勘定につきましては、歳出を組み替え、サービス事業費増額42万4,000円、予備費減額42万4,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

最後に、議案第79号。議案第79号は、令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)であります。

補正予算(第3号)は、給与改定等に伴い、予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7,432万6,000円にするものであります。

歳入は繰入金増額16万5,000円で、歳出は総務費増額16万5,000円であります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同を賜りまして可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(甲斐 政治) 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第12. 委員会付託の省略

○議長(甲斐 政治) 日程第12、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第72号から議案第79号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(甲斐 政治) 異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第79号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第13. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第13、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第72号から議案第79号に至る議案の一議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第72号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第72号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第72号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第73号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第73号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第74号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第74号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第75号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第75号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号令和5年度木城町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第76号に対する質疑はありませんか。6番、眞鍋博君。

○議員（6番 眞鍋 博君） 1件だけお願いいたします。23ページの中段の畜産業費55万

1,000円の詳細をお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤井 学君） 23ページ、畜産業費55万1,000円、これは2つあります。需用費と負担金補助及び交付金ですが、まず需用費の8万8,000円ですが、こちらにつきましては11月27日ミヤチク高崎工場で開催されました第64回宮崎県畜産共進会で、有限会社カツモトさんが肉豚枝肉の部でグランドチャンピオンに輝きましたので、その祝賀会に伴う食糧費として8万8,000円を計上するものでございます。

もう一つ、その下に負担金補助及び交付金ということで46万3,000円ございますが、こちらは、全国的に感染が確認されている豚熱が、九州でも佐賀県のほうで確認されたことに伴いまして、九州全県で豚熱ワクチンの全頭接種が実施されています。

接種する場合なんですが、これに伴いまして本町では豚熱ワクチンの接種を行う事業者に対しまして、木城町豚熱ワクチンの接種助成金を考えております。接種する場合に手数料が必要となります。

金額につきましては、知事が認定する獣医師及び知事が登録する飼養衛生管理者、これはいわゆる県の認定を受けた農場の従業員が接種する場合があります。こちらにつきましては、1頭当たり70円が手数料となりますが、本社の住所が町内の場合40円を、町外の場合は30円の助成を考えております。

もう一つ、家畜保健衛生保健所の職員が接種する場合には、この手数料270円が必要になります。町内に本社の住所を有する場合は、そのうち140円を、町外の場合は90円の助成を考えております。

初回の接種については、県が免除いたします。しかしながら、今回本町の対象となる1軒の繁殖豚農家がありますが、こちらは3月までの1万1,560頭分、1頭当たり70円の手数料に対しまして、40円の助成を行いたく46万3,000円を計上するものでございます。

基本的には、肥育豚のほうは1回のワクチン接種で済みますが、繁殖豚については今後、定期的に、合計3年から4年にかけて接種、最初に打った後6か月に再度の2回目、その次に1年後に3回目、その後1年後に4回目ということで、3年から4年のワクチン接種が必要になってくるとということで、46万3,000円をお願いするものです。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第76号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第77号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第77号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第78号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第78号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第79号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第79号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和5年第7回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

第7回木城町議会臨時会における議案につきましては、原案のとおり可決を頂き誠にありがとうございました。

特に、情勢適応の原則に基づく公務員の適正な処遇を確保するという、人事院勧告制度の役割や意義に深いご理解を賜り、上程いただきました3議案全て原案のとおり可決を頂きまして、厚くお礼を申し上げます。

現在、コロナ禍での行動自粛の緩和もなされ、徐々に落ち着きを取り戻してきておりますけれども、季節性インフルエンザ流行の懸念など、まだまだ予断を許さない状況であります。

さらには、円安や物価高騰により日常生活や社会経済活動に多大な影響が出てきているところであります。

フェーズごとに、元気が出る支援策を検討し、町民と共にこの難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、体調管理には十分お気をつけていただきますよう、ご祈念を申し上げます。第7回臨時会のお礼といたします。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時25分閉会
